

子どもに贈ろう!

ジュニア

ニーサ

NISA

がいいさ!!



ジュニアNISAは、2016年からスタートした子どものための「少額投資非課税制度」。
お子さま、お孫さまの将来の資金づくりのために、このジュニアNISAを活用してみませんか。
※ 令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなります。

始めるなら証券会社へ

NISAがいいさ 検索

<https://www.jsda.or.jp/nisa/index.html>

みんなにいいさ!
NISAがいいさ!!



子どもの将来の
資金づくりに

ジュニア NISAが いいさ!



子育て世代である20歳～40歳代の世帯の多くが、
将来のお金の使い道として考えているのが、「子どもの教育資金」です。*1

*1 出典:令和3年家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯〕(金融広報中央委員会)

子どもが大学生に
なったら、どれくらい
お金がかかるか知ってる?



大学4年間の教育費・生活費

国立
約572万円



私立
約771万円

専門的なスキルや
語学力を身につけるにも
お金がかかるんだよ。



専門学校費 (製菓分野 初年度)

平均
約176万円*2



海外留学費

平均
約241万円*3



出典:令和2年度学生生活調査(日本学生支援機構)大学昼間部

*2 出典:令和2年度学生・生徒納付金調査

(公益社団法人東京都専修学校各種学校協会)専門課程昼間部

*3 出典:平成23年度「海外留学経験者追跡調査」(日本学生支援機構)

多くの家計にとって高等教育費の事前準備は重要な課題。

お子さま、お孫さまの将来を見据えた資金づくりに、ジュニアNISAを活用してみませんか。

ジュニアNISA

子ども名義の口座で、子どものために親権者等が
年間80万円まで、非課税で運用を行います。



ジュニアNISAを 利用した場合、

どんな使い方があるの？

子どもの教育資金として

18歳*4になれば払出し*5ができるので、大学進学時にかかる入学金や学費などに使用することができます。

* 4 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降。

* 5 令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払出し制限も緩和されます（P.4「ジュニアNISA口座の概要」参照）。

18歳から払出し
できるってことは
大学進学に
使えるからいいね。



子どもが独り立ちする ときの準備金として

将来子どもが、引き続きNISA口座で運用するための資金づくりや、結婚を決めたり、留学を希望したりするときなどのために、資金を準備してあげられます。



お子さんの資産形成の土
台もつくってあげられる
し、将来必要なときに支
えてあげられるんだね。

おじいちゃんおばあちゃん からの贈り物として

毎年80万円を上限に積み立てていくことで、将来のための資金を遺してあげることができます。

お孫さんのために、
毎年少しずつ非課税の
運用で、将来の資金
づくりができるんだね。



子どもが資産運用を 学ぶきっかけとして

子どもに自分の口座を持たせることで、投資への関心を促します。金融・経済の知識を身につけさせるきっかけになります。



金融・経済のことを
学ぶきっかけにも
してあげられるね。

ジュニアNISAの

4つの いいさ!



ジュニアNISAは、
2016年からスタートした子どもの将来に
向けた資産運用のための制度。
お父さま、お母さまの将来の資金づくりのために
「少額投資非課税制度」を活用してみませんか。

いいさ!
1

子どもの将来に向けた 資産運用のための制度!



ジュニアNISAは0～19歳*1の方が口座開設できます。親・祖父母等が拠出した資金で親権者等が子どものために代理して運用を行うことができます。

* 1 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「19歳」と記載の箇所は「17歳」となります。

いいさ!
2

配当金や売買益等が非課税!



ジュニア
NISA
口座

ジュニアNISA口座で購入した上場株式や
株式投資信託等の配当金及び売買益等は

非課税

年間80万円まで購入可能

(注) 売買損失が発生しても、特定口座や一般口座で保有する他の株式等の配当金や売買損益等との損益通算はできません。
上場株式の配当金等を非課税とするには、「証券会社で受取る方式(株式数比例配分方式)」を選択していただく必要があります。

特定・一般口座

上場株式や株式投資信託等の配当金及び売買益等の税率は **20%**^{*2}

* 2 2037年12月末までは、復興特別所得税が上乗せされ20.315%となります。

いいさ!
3

投資資金も少額から!



商品によっては、1万円以内の少額で購入できる上場株式・株式投資信託もあります。

いいさ!
4

非課税期間は5年間! 年間80万円まで購入可能!



一般NISAと同じく投資をした年から最大5年間、年間80万円（買付代金）まで非課税の取扱いを受けられます。

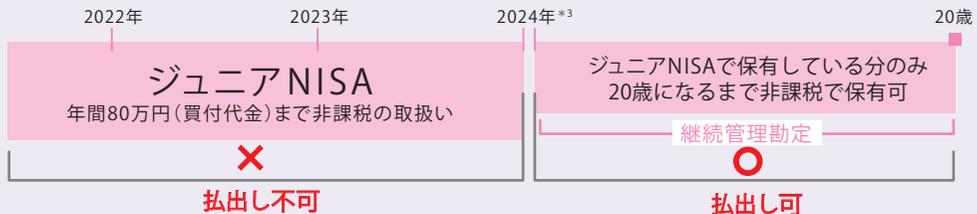
5年間の非課税期間が終了した後は、保有する金融商品を翌年設定される非課税枠に移管することができます。なお、移管時の価額に上限はありません。

ジュニアNISA口座の概要

投資可能期間が終了しても、20歳までは非課税!

※ 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「20歳」と記載の箇所は「18歳」となります。

● 例：2023年12月末時点で20歳未満の方



* 3 ジュニアNISAの投資可能期間は、2023年12月末までです。令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払出し制限も緩和されます。払出しを行う場合、ジュニアNISA口座で保有している上場株式や投資信託等は全て払出す必要があります。また払出し後、このジュニアNISA口座は廃止されます。

● 例：2023年12月末時点で20歳を超える方



* 4 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降。

* 5 20歳以降は自動的に一般NISA口座が開設されます。

一般NISAと
ジュニアNISAで

家族
みんなに
いいさ!

子どもが早いうちから
運用を学ぶためにも家族で始めると
いいきっかけになるね。



ご夫婦と祖父、20歳未満のお子さま1人のご家族の場合、
NISA非課税枠は、年間440万円。

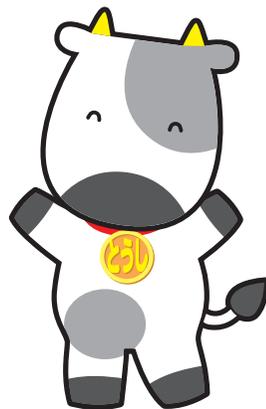
祖父1人、夫婦2人、子ども1人が同居している家族の場合

非課税枠 年間440万円

ジュニアNISA 80万円
(80万円×1人)

一般NISA 360万円
(120万円×3人)

令和2年度税制改正に伴い、NISA 制度は 2024 年から変更されます



ジュニアNISA、こんな点にご注意!

ポイント1

子どもおひとりにつき1口座!
また、金融機関の変更はできません。

ポイント2

18歳*1まで払出しはできません!

ポイント3

口座開設には
マイナンバーの提供*2が必要です!

*1 3月31日時点で18歳である年の前年12月31日。

*2 既にご利用したい金融機関にマイナンバーを提供済みの場合は、改めて提供いただく必要はありません。

※ 令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払出し制限も緩和されます(P.4「ジュニアNISA口座の概要」参照)。また、成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「20歳」と記載の箇所は「18歳」となります。

一般NISAとジュニアNISA、ここが違う！

	一般NISA	ジュニアNISA
利用できる方	20歳以上の方	0～19歳の方
利用限度額 (非課税枠)	年間120万円	年間80万円
対象商品	上場株式、株式投資信託等	同左
投資可能期間	2028年12月末まで	2023年12月末まで
非課税期間	投資をした年から最大5年間	同左
必要提出書類	①非課税口座開設届出書 ②個人番号カード等	①未成年者非課税適用確認書の 交付申請書 ②未成年者口座開設届出書 ③未成年者の個人番号カード等 ④その他 (運用管理者や口座開設手続きを行 う者によって提出書類が異なりま す。詳しくは手続きを行う証券会 社等にお問い合わせください。)
運用管理	本人	原則として親権者等が 代理して運用
払出し制限	なし	18歳 ^{*3} まで払出し制限 ^{*4} <small>*3 3月31日時点で18歳である年の前年12月31日。 *4 令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュ ニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、 払出し制限も緩和されます(P.4「ジュニアNISA 口座の概要」参照)。</small>
金融機関変更	年単位で変更可能	変更不可

※ 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「20歳」と記載の箇所は「18歳」、「19歳」と記載の箇所は「17歳」となります。
※ 令和2年度税制改正に伴い、NISA制度は2024年から変更されます。また、ジュニアNISAは2024年以降、新規の投資ができなくな
ります。

課税ジュニアNISA口座とは

- ・ジュニアNISA口座での売却代金や配当金等は、18歳までの払出し制限期間中、「課税ジュニアNISA口座」で管理されます^{*5}。この「課税ジュニアNISA口座」で管理されている資金により、課税での取引が可能です。
- ・また、「ジュニアNISA口座」に非課税枠があれば、当該資金により非課税での取引を行うことが可能です。

*5 「課税ジュニアNISA口座」にも、18歳までの払出し制限がありますが、2024年にジュニアNISA制度で新規の投資ができなくなった際
には払出し制限も緩和されます(P.4「ジュニアNISA口座の概要」参照)。

ジュニアNISAについて、知っておきたいこと。



1 ジュニアNISA口座は1人1口座しか開設できません。

ジュニアNISA口座は1人1口座。ジュニアNISA口座を開設する金融機関の変更はできません。

2 ジュニアNISA口座と特定口座や一般口座との損益通算はできません。

ジュニアNISA口座における配当金や売買益等は非課税となりますが、その一方で売買損失はないものとされます。特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売買益等との損益通算はできません。

また、ジュニアNISAの非課税期間が終了したときに、翌年の非課税枠や課税ジュニアNISA口座に上場株式や株式投資信託等に移管する場合には、その上場株式や株式投資信託等の取得価額は移管日・払出日における時価となり、払出日に価格が取得価額よりも下落していたときにも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。

3 ジュニアNISA口座で売却しても、一度利用した非課税枠は復活しません。

ジュニアNISA口座で購入した上場株式や株式投資信託等を売却した場合、その上場株式や株式投資信託等を買付けた際の投資額(買付代金)は、再度、非課税枠として利用できません。

新たに上場株式や株式投資信託等の買付けや再投資(自動買付)を行えば、その分の非課税枠が減少することになります。

4 上場株式の配当金等を非課税とするには、「証券会社で受取る方式(株式数比例配分方式)」を選択していただく必要があります。

ジュニアNISA口座で購入した上場株式の配当金やETF、REITの分配金について非課税の取扱いを受けるには、証券会社で「株式数比例配分方式」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取機関を問わず非課税です。

5 口座開設者が18歳*1になるまで、払出し制限*2があります。

払出し制限期間中にジュニアNISA口座から払出しを行った場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、原則過去に非課税で支払われた配当金等や過去に非課税とされた譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます。*3 また、この際、一部のみを払出すことはできません。

*1 3月31日時点で18歳である年の前年12月31日。

*2 令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払出し制限も緩和されます(P.4「ジュニアNISA口座の概要」参照)。

*3 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。

NISAを学べるコンテンツなど満載!!

<https://www.jsda.or.jp/nisa/index.html>

NISAがいいさ 検索



お問い合わせ

NISA相談コールセンター

証券会社で
0570-023-104
株式OK

受付時間…平日9:00~17:00 ※祝日及び年末年始を除きます。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

※ この小冊子は、2022年4月現在の法令等に基づいて作成しています。